

を納めることを猶予する制度であり、全科履修生のみが対象となります。所得基準など詳細については、市区町村の国民年金担当窓口または年金事務所に直接お問い合わせください。

## (7) 学校学生生徒旅客運賃割引証制度

旅客運賃の割引制度は、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度です。休学中は利用できません。

### 【JR】

#### ○ 通学用割引普通回数乗車券

片道200kmまでの区間とし、自宅最寄駅から各センター最寄駅（面接授業又は試験会場合む）までの区間を、区間及び経路を同じくした順路により利用する場合

#### ○ 割引普通乗車券

片道100kmを超える区間を乗車する際に利用する場合

※割引率はともに2割

### 【私鉄・バス・その他】

各会社によって、学割の適用範囲・期間等の取扱いが異なる場合がありますので、利用可能か否かを直接、利用したい私鉄等に確認し、利用可能な場合に限り、発行申請を行ってください。

## 1. 利用について

### 【利用が認められる範囲】

全科履修生が、自宅最寄駅から学習センター等に、次の目的で通学等する場合

- ① 面接授業（ゼミ含む）の受講及び単位認定試験を受験
- ② ビデオ、DVD等の再視聴及び図書室の利用（原則として、所属の学習センターの利用に限る。ただし、学習上必要であると認められる場合には、所属以外の学習センター・再視聴施設等での利用も可能）
- ③ オリエンテーション及び学習相談への出席

- ④ 大学が主催する学校行事への参加
  - ⑤ 教養学部卒業研究調査のために指導教員の指示により移動する、または学外における実習を行う場合
  - ⑥ その他大学が必要と認める場合
- ※個人的用務など上記以外の目的での利用は認められませんので、ご注意ください。

## 2. 発行・有効期間について

学割証の発行は、所属学習センターにおいて行います。

### 【窓口もしくは郵送での申請】

必要書類等

- ・学割証等発行願（学習センター事務室備え付け、もしくはシステムWAKABA「キャンパスライフ→各種届出・申請様式」からダウンロード）
  - ・卒業研究及びゼミ出席の場合は、指導教員からの指示（許可）であることが確認できるもの（用務内容・場所・期間等が記載されているもの、メールの写し可）
  - ・窓口申請の場合、学生証の提示
  - ・郵送申請の場合、返信用封筒（切手貼付、住所・氏名を記入）
- ※学習センターによっては郵送申請を受付けていない場合があります。また、発行までに日数を要する場合もありますので、事前に所属学習センターへご確認ください。
- ※不備不足がある場合、確認後の発行となりますのでご注意ください。

### 【有効期間】

- 通学用割引普通回数乗車券・・・発行の日から1か月間
- 割引普通乗車券・・・面接授業または試験期間等の初日の10日前から終了日の5日後まで

## (8) 学生教育研究災害傷害保険への加入

この保険は学生（=加入者）が教育研究活動中に被る事故に対する補償を目的としており、すべての種類の学生が加入することができます。

### ① 保険金の支払対象となる事故